

平成 17 年度第 1 回帯広市情報審査会議事概要

1 日 時 平成 17 年 8 月 31 日（水） 16:00～17:00

2 場 所 帯広市庁舎 10F 第 5 会議室 B

3 出席者

情報審査会

・長坂会長 ・杉山委員 ・曾我委員 ・千々和委員 ・中村委員

情報審査会事務局（総務部庶務課）

・佐藤次長 ・八鍬副参事 ・原課長 ・林副主幹 ・長江係長 ・高橋主事 ・松原主事

議事概要

1 平成 16 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】平成 16 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

- ・平成 16 年度情報公開制度利用件数（請求件数 38 件、請求者数 24 人）、請求に対する決定内容、決定に要した期間
- ・平成 16 年度個人情報保護制度利用件数（請求件数 4 件、請求者数 3 人）、請求に対する決定内容

【委員】 情報公開請求を同一人が何度も行うケースはあるのか。

【事務局】 特定の人が、多数の請求をするということはないが、数件といった程度で、複数の請求を行ったケースはあった。

【委員】 新聞社からの請求はあるのか。

【事務局】 ある。

【委員】 現在は、帯広市の情報もホームページ（インターネット）上で公開されており、かなりの量の閲覧がされているのではないか。

【事務局】 閲覧の件数は押えていないが、相当数の閲覧はあると考えている。

【委員】 それでも、情報公開請求があるのは、それ以上の内容が求められるケースということなのかもしれない。

【委員】 一部開示決定に対して異議申立てがあった件についてだが、異議申立書を受理してから原処分を取り消しし、全部開示決定をするまで 2 カ月かかっているのは何故か。

【事務局】 帯広市情報公開条例第 19 条第 2 項には、「実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、その翌日から起算して 3 月以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うよう努めなければならない。」と規定されており、決定の期限を超えているということはないが、これだけの時間がかかったのは、公にされている情報か等再度の調査を行い、慎重に検討したためである。

2 個人情報保護条例改正後の状況について

【委員】 新聞紙上で、市から情報が提供されないため、町内会が敬老会の開催に苦慮しているとの報道があるが。

【事務局】 敬老会については、平成 16 年度まで市と地域連合町内会等による実行委員会形式で実施していたが、事務事業の見直しを行った結果、平成 17 年度より実行委員会による敬老会は廃止とした。

これを受けて、町内会が、独自に敬老会を開催しようとする計画があり、その際に対象者を把握するため、市に名簿を提供してもらえないかとの相談があった。

市としては、対象者の名簿については、個人情報であることから、個人情報保護条例の規定により実施機関以外のものへ提供することはできない旨、説明した。

【委員】 成人式はどのように開催しているのか。

【事務局】 成人式については、実行委員会形式で実施している。市は、該当者をリストアップし、該当者に対して通知は行っているが、名簿自体は実行委員会に渡していない。

【委員】 個人情報保護法が施行されてから、災害等が起きた場合に、病院に知り合いが入院しているか確認をとりたい場合でも、個人情報だから、教えられないといった対応がとられることがあると聞いたことがある。

【委員】 敬老会等の目的であれば、名簿を出してもいいような気もする。

【事務局】 敬老会の名簿については、市が町内会の会員名簿をもっているわけではないので、地区で区分したとしても、町内会の会員でない人を除くことができないこと等、別の問題もある。

しかし、このことについては、なにか工夫することにより、できることはないか考えていきたい。

【委員】 自分が加入している町内会においては、町内会名簿に住所や電話番号が掲載されていなく、不便な面もある。

【委員】 最近、不審な勧誘電話がある。町内会では家族の状況等も把握しているので、それについての管理に不安がある。このことについては、市から、適正な管理を行うよう指導してほしい。